

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

Saga Social Insurance Association

社会保険 さが

さが

4

NO.746

〒840-0816佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377 <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>

卯月

APRIL 2012



■鹿島市 旭ヶ岡公園の桜

今月の記事

C O N T E N T S

●日本年金機構

- ・事業主の皆様へ[資格取得届・被扶養者(異動)届] 2
- ・国民年金 こんなときには届出が必要です 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- ・「平成24年度 生活習慣病予防健診」の受付をはじめました! 4~5

●佐賀県社会保険協会

- ・一般財団法人佐賀県社会保険協会からのおしらせ 6
- ・平成24年度 佐賀県社会保険協会事業計画 6
- ・平成24年度 佐賀県社会保険協会年間事業予定 7
- ・会費納入のお願い 7
- ・平成24年度 社会保険事務講習会年間予定表 8
- ・平成24年度 社会保険事務講習会開催のごあんない 9
- ・第3回『カラダ・プラス1』開催!! 10
- ・皆様の職場へ講師を派遣いたします! 11

- 年金相談窓口開設等のご案内 12
- 児童手当拠出金率が改定されます 12
- 年金受給者の方が住所や年金の受取先金融機関を変えるときの届出 12

●社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

職場内で回覧しましょう。

事業主の皆様へ

新入社員の方の資格取得届の速やかな提出をお願いします

資格取得届 実際に従業員を使用することになった日から、5日以内に届け出をお願いします。

●**資格取得年月日**

「試用期間」や「研修期間」を設けている場合であっても、就労の対象として報酬を受け取ることとなる「実際に就労した日」が資格取得年月日となります。

●**基礎年金番号**

過去に厚生年金保険や国民年金等に加入していた方は、基礎年金番号が表示された年金手帳や基礎年金番号通知書の番号を記入してください。(日本国内に住所がある20歳以上の方は、必ずご自身の基礎年金番号をお持ちです。)

基礎年金番号が不明な方は、「年金手帳再交付申請書」を資格取得届に添付してください。

●**報酬月額**

報酬月額には、基本給のほか、通勤手当、家族手当、住宅手当など諸手当を含みます。(食事や住居などの現物給付も加えます。)

また、残業手当や歩合給など不確定な手当については、同様の勤務をしている方を参考に算出してください。

※「被保険者資格取得届」の被保険者整理番号欄につきましては、原則、記入をしないようお願いいたします。
(コンピューターシステムにより、被保険者番号を自動払出ししているため。)

3親等内の親族は、 健康保険の被扶養者になることもできます

被扶養者(異動)届

●**被扶養者の追加**

被扶養者が増えたときは、被扶養者(異動)届により、被扶養者の認定を受ければ、健康保険の被扶養者となります。

なお、認定を受けるためには、収入要件や同居要件などの審査があります。

●**被扶養者の削除**

被扶養者が、就職、離婚、死亡、75歳到達等の理由により、被扶養者から外れる場合は、被扶養者(異動)届により、被扶養者から削除してください。

※**扶養削除日について**

被扶養者(異動)届の「⑪被扶養者でなくなった日」欄について、就職による場合は「**就職日**」、離婚の場合は「**離婚日**」、死亡の場合は、「**死亡日の翌日**」、75歳到達の場合は、「**75歳の誕生日**」を記載してください。

●**被扶養者の変更**

被扶養者の氏名、性別、生年月日等変更(訂正)の場合は、被扶養者(異動)届により、変更をしてください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0952-31-4192
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0954-23-0122

こんなときには届出が必要です

国民年金

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届出は加入する時だけでなく、被保険者の種類が変わったときにも必要です。もし、届出されなかつた場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。

被保険者の種類

被保険者は3種類のグループに分かれます。

第1号被保険者

農林漁業や自営業などの人と
その配偶者および学生



第2号被保険者

職場の年金制度
(厚生年金保険または共済組合)に
加入している人



第3号被保険者

第2号被保険者(65歳未満)に
扶養されている配偶者



注)厚生年金保険の被保険者及び共済組合等の組合員または加入者(65歳以上の加入者については老齢(退職)年金などの受給権者となっている人を除きます)は、日本国内に住所がない人を含めて、第2号被保険者となります。

届出が必要なとき	異動(種別変更)の内容	持参するもの	届出先
●20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く。)	第1号被保険者となります。	•印鑑 (本人自署の場合は不要)	住所地の 市区町村
●退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。(第3号被保険者に該当する場合を除く。)	•印鑑 (本人自署の場合は不要) •年金手帳	住所地の 市区町村
●配偶者に扶養されていた方で、配偶者が退職したとき ●配偶者に扶養されていた方で、扶養から外れたとき ●配偶者に扶養されていた方で、配偶者が 65歳 になったとき	第3号被保険者から 第1号被保険者へ	•印鑑 (本人自署の場合は不要) •年金手帳	住所地の 市区町村

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL0952-31-4194
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL0954-23-0123

事業主様、
健康保険
担当者様へ

生活習慣病 予防健診

費用 6,843円

検査内容

- ・診察等
- ・身体計測
- ・血圧測定
- ・尿検査
- ・血液検査
- ・心電図検査
- ・胸部レントゲン検査

※胃部レントゲン検査

※便潜血反応検査

※労働安全衛生法の一般健診
にはない、独自の検査項目です



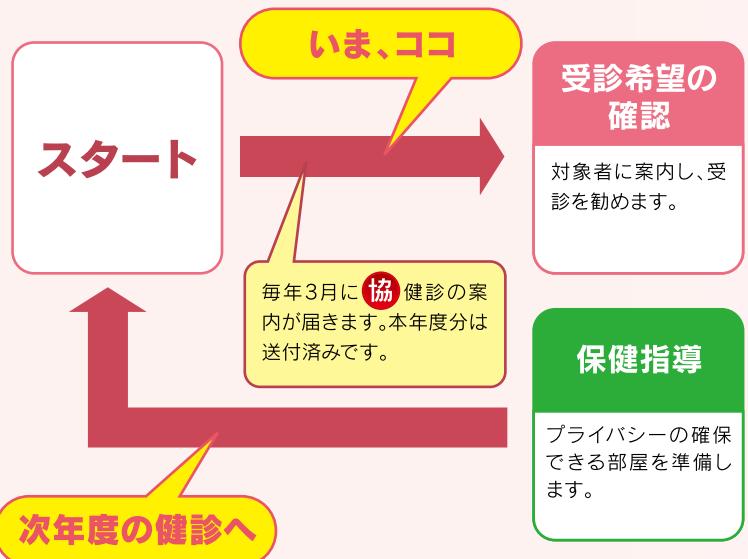
詳細は、3月下旬に
お送りしたピンク色の
パンフレットを
ご覧ください。

「平成24年度 生活 はじめました！」

3月下旬に、
生活習慣病予防健診のご案内と
申込書を送付いたしましたが、
ご覧いただきましたか？

● 健診・保健指導 1年間の流れ

生活習慣病予防健診



特定保健指導

全国健康保険協会（協会けんぽ）佐賀支部

習慣病予防健診」の受付を

従業員の健康維持は、ひとつの「社会貢献」です。

このままでは日本の医療費は上がり続け、健康保険料も上がり続けます。

従業員の健康を維持することは、会社のため従業員のためであり、

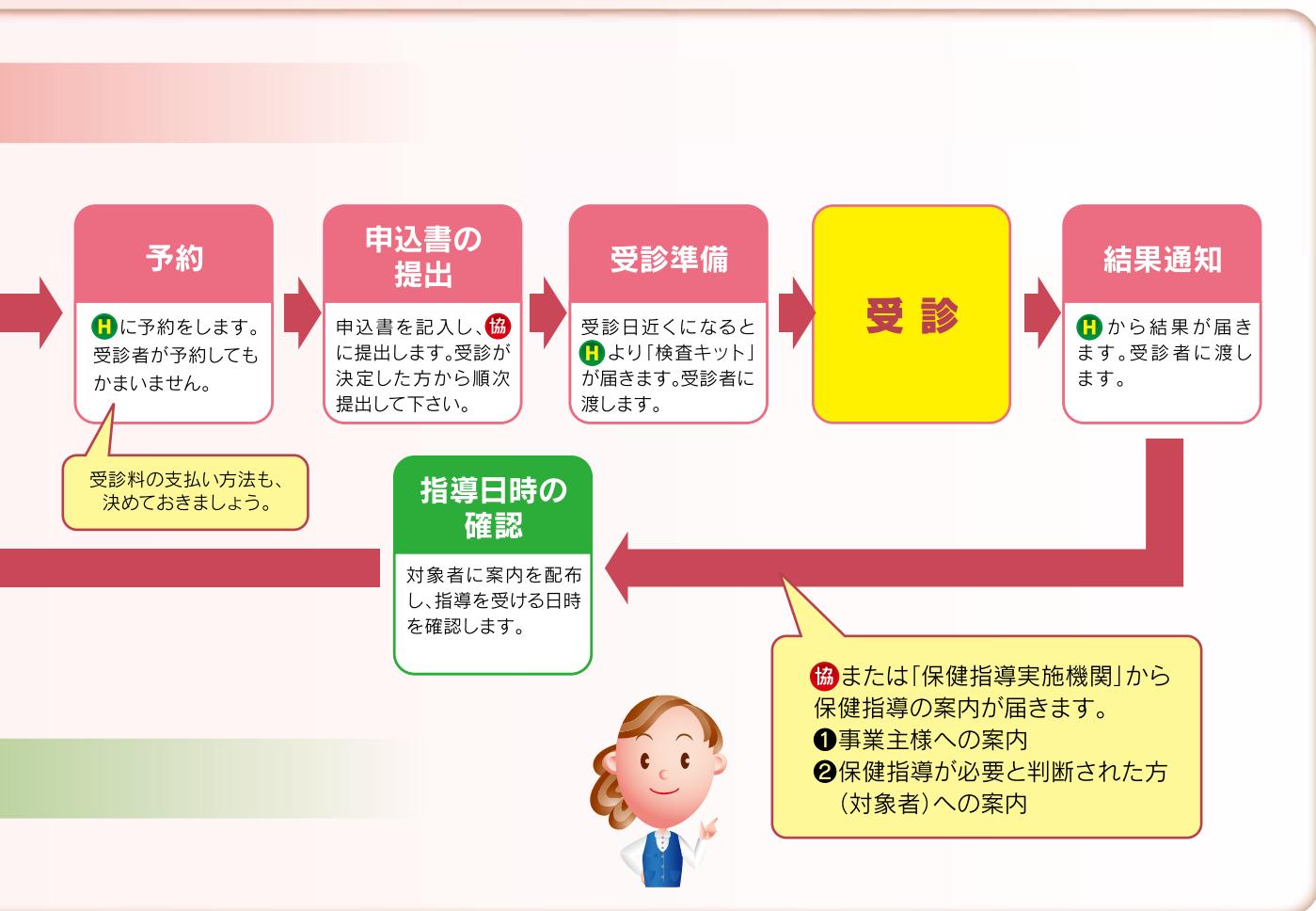
医療費を減らすことに繋がる社会貢献でもあります。

不摂生・無関心が健康保険料として全員に跳ね返ってきます。

年に一回は健診を受け、会社全体で健康維持に努めましょう。



協 ⇒協会けんぽ H ⇒健診受診機関



TEL 0952-27-0615

協会けんぽ 佐賀

検索





この度、公益法人改革に伴い、平成24年4月1日付で「一般財団法人佐賀県社会保険協会」として認可を受け名称を変更いたしました。

一般財団法人佐賀県社会保険協会 会長あいさつ

宮島 傳二郎

佐賀県社会保険協会の会員の皆様には、ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃から、本協会の事業運営につきましてはご理解とご協力ご支援を賜り厚くお礼申しあげます。

この度の公益法人改革に伴い、平成24年4月1日より「一般財団法人佐賀県社会保険協会」として認可を受け、再スタートいたしました。

これを機に、先の理事会におきまして、新法人の会長としてご承認をいただいたところでございます。

本協会は昭和23年2月に設立され、今まで社会保険制度の円滑な運営に、行政に協力しながらその役割を果たしてきたところですが、

行政機関が日本年金機構と全国健康保険協会とに分割され、大きな変革期であることから、今まで以上に社会保険協会の役割は重要となっています。

これからも関係機関と連携を密にしながら、協会設立の目的に沿って社会保険制度の普及・発展、皆様の健康づくり・生きがいづくりの事業を進めてまいります。

皆様方のより一層のご支援ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(財)佐賀県社会保険協会の理事・評議員会が、去る3月27日に開催され、平成24年度事業計画、収入支出予算(案)を審議した結果、原案どおり承認可決されました。

平成24年度 佐賀県社会保険協会 事業計画

基本計画

公益法人改革により、一般財団法人への移行認可が承認され、「一般財団法人佐賀県社会保険協会」と名称を変更しました。

移行後においても、協会事業は今までと変わることなく、引き続き当該事業計画に沿って事業を実施します。

社会保険制度の趣旨の普及と事業の円滑な運営及び被保険者等の健康維持と福祉の増進、社会保険制度の効果・効率を図るために次の事業に重点を置いて事業を推進します。

特に、日本年金機構における年金制度、全国健康保険協会における健康保険制度の周知・広報に努めます。

1 社会保険制度の普及 推進に関する事業

- ① 社会保険事務説明会の資料を作成・配布する
- ② 社会保険事務手続資料を作成・配布する
- ③ 年金読本を作成し年金相談窓口等で活用する。
- ④ その他社会保険制度の振興に必要と認められる事業を行う。

2 社会保険制度の広報 宣伝に関する事業

- ① 広報紙「社会保険さが」を作成・配布する
- ② 協会案内を作成・配布する
- ③ 協会おしらせを作成・配布する
- ④ 社会保険制度の周知を図るためにホームページを充実する
- ⑤ その他社会保険制度の広報・宣伝に必要と認められる事業を行う

3 事務講習会 年金セミナーに関する事業

- ① 社会保険事務担当者の講習会を実施する
- ② 年金シニアライフセミナーを実施する
- ③ 事務所内年金相談を実施する

4 健康づくりに関する事業

- ① 保健師による事業所健康相談を実施する
- ② 健康づくりに関するカレンダー・パンフレットを作成・配布する
- ③ Webでの健康づくり企画「カラダ・プラス1」を実施する
- ④ 「健康アクションさが21」に参画し、健康づくり事業を推進する
- ⑤ その他健康づくりに関し、必要と認められる事業の推進を図る

5 その他これらの 事業に付帯する事業

- ① 健康保険委員・年金委員の育成・指導の資料を作成・配布する
- ② 関係団体との連携による事業
 - 全国社会保険協会連合会との連携
 - 日本年金機構との連携
 - 全国健康保険協会との連携
 - 社会保険労務士との連携

平成24年度佐賀県社会保険協会年間事業予定

予 定 月	実 施 事 業
平成24年 4月	社会保険事務講習会(※8頁に詳細) 健康づくり企画『カラダ・プラス1』登録(4/1~)
5月	社会保険事務講習会(※8頁に詳細) 健康づくり企画『カラダ・プラス1』登録(～5/31)・運動実施(5/1～7/31)
7月	社会保険事務講習会(※8頁に詳細)
8月	社会保険事務講習会(※8頁に詳細) 健康づくり企画『カラダ・プラス1』登録(8/1～)
9月	社会保険事務講習会(※8頁に詳細) 健康づくり企画『カラダ・プラス1』登録(～9/30)・運動実施(9/1～11/30)
10月	社会保険事務講習会(※8頁に詳細)
10月～12月	年金シニアライフセミナー
11月	社会保険事務講習会(※8頁に詳細)
12月	健康づくり企画『カラダ・プラス1』登録(12/1～)
平成25年 1月	健康づくり企画『カラダ・プラス1』登録(～1/31)・運動実施(1/4～3/31)
2月	社会保険事務講習会(※8頁に詳細)
平成24年 6月 から臨時	「社会保険事務手続」テキストの配布(24年度会費納入事業所のみ)
12月	「健康カレンダー」配布
毎月	広報誌「社会保険さが」の発行
臨時	保健師による事業所内出張健康相談 事業所内出張年金相談・セミナー

会費納入のお願い

一般財団法人佐賀県社会保険協会 平成24年度会費納入のお願い

佐賀県社会保険協会の事業が順調に運営できることは、日頃から皆様方のご理解とご協力のおかげと厚くお礼申し上げます。

ここに紹介した事業は、会員の皆様方から納めていただく会費によって運営されています。会員の皆様方には、当協会の事業目的をご理解頂き平成24年度会費納入につきまして、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

広報誌「社会保険さが」のバックナンバー(直近1年分)も掲載しておりますので是非ご覧下さい。

<http://www.syahokyo-saga.or.jp>



平成24年度社会保険事務講習会年間予定表

●日時は決定次第お知らせします

4月 <small>H24年 講師 労務士</small>	テーマ 適用実務の基礎 内容 資格取得喪失および算定基礎届、月額変更届など社会保険の適用に関する実務の基礎を学びます。 会場 佐賀・鳥栖・武雄・唐津
5月 <small>講師 日本年金機構</small>	テーマ 年金に関する講習 内容 厚生年金保険の給付、障害・遺族年金給付に関する受給要件や法律改正等、年金に関する講習。 会場 佐賀・鳥栖・武雄・伊万里
7月 <small>講師 協会けんぽ</small>	テーマ 協会けんぽの健康保険に関する講習 内容 健康保険のしくみや給付、任意継続等に関する講習。 会場 佐賀・鳥栖・武雄・唐津
8月 <small>講師 労務士</small>	テーマ 出産・育児・介護に関する社会保険及び雇用保険 内容 出産・育児・介護休業に関する手続き及び給付等に関する講習。 会場 佐賀・鳥栖・武雄・伊万里
9月 <small>講師 協会けんぽ</small>	テーマ 協会けんぽの健康保険に関する講習 内容 健康保険のしくみや給付、任意継続等に関する講習。 会場 佐賀・鳥栖・武雄・伊万里
10月 <small>講師 日本年金機構</small>	テーマ 年金に関する講習 内容 厚生年金保険の給付、障害・遺族年金給付に関する受給要件や法律改正等、年金に関する講習。 会場 佐賀・鳥栖・武雄・唐津
11月 <small>講師 労務士</small>	テーマ 適用実務の基礎 内容 資格取得喪失および算定基礎届、月額変更届など社会保険の適用に関する実務の基礎を学びます。 会場 佐賀・鳥栖・武雄・伊万里
2月 <small>H25年 講師 労務士</small>	テーマ 60歳からの年金・雇用保険・健康保険 内容 在職老齢厚生年金と高齢者雇用継続給付金との調整など、60歳からの社会保険と雇用保険に関する講習。 会場 佐賀・鳥栖・武雄・唐津

平成24年度 佐賀県社会保険協会 収入支出予算書

●一般会計

収入予算額

38,927,000円

支出予算額

事業費

33,054,000円

支出予算額

管理費

5,873,000円

平成
24
年度

社会保険事務講習会開催のごあんない

『適用実務の基礎』講習会

資格取得喪失および算定基礎届、
月額変更届など社会保険の適用に関する
実務の基礎を学びます。

地区	平成24年	会場
武雄	:4月16日(月)	武雄市文化会館
鳥栖	:4月17日(火)	サンメッセ鳥栖
佐賀	:4月19日(木)	アバンセ
唐津	:4月26日(木)	唐津市民会館

講師●社会保険労務士

『年金に関する講習』講習会

厚生年金保険の給付、
障害・遺族年金給付に関する受給要件や
法律改正等、年金に関する講習。

地区	平成24年	会場
武雄	:5月21日(月)	武雄市文化会館
佐賀	:5月23日(水)	アバンセ
伊万里	:5月24日(木)	伊万里市民センター
鳥栖	:5月29日(火)	サンメッセ鳥栖

講師●日本年金機構職員

●実施期間 各会場共通:13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄**50名** 鳥栖・唐津・伊万里**30名**(定員になり次第締め切ります)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者 事務所の社会保険事務担当者

講師 社会保険労務士

参加費 会員事業所は無料(但し、平成23年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、FAXまたは郵送にてお申し込み下さい。

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

-----<キリトリ線>-----

社会保険事務講習会 参加申込書



FAXにて
ご参加の方は
下記申込書で

会員番号	おわかりになる範囲で結構です。		
参加希望会場日時	(佐賀 ・ 鳥栖 ・ 武雄 ・ 唐津 ・ 伊万里) 会場／平成 年 月 日()		
参加者氏名(2名まで)			
事業所名			
事業所所在地	〒 事業所電話番号 ()		
分からぬ部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。



運動実施期間 ▶ 2012年5月1日～7月31日

健康づくり企画カラダ・プラス 1(ワン)とは

現代人の生活は、仕事が忙しく暇がないなど運動不足になりがちです。
『カラダ・プラス 1』は、ウォーキングなどを日常生活に取り入れ、**生活習慣病やメタボリックシンドロームを予防することを目的**としています。

日々の運動は、皆さんを快適な生活に導いてくれます。ぜひ、ご家族、職場の皆さん、と一緒にご参加ください。

イベント内容

参加されている皆様に、以下の運動項目の中から選んで、日々運動していただき、運動したら PC または携帯の専用サイトに自分のエントリーパスワードを入力し、運動した項目を選択します。最後に送信ボタンを押してください（送信は1日1回のみです）。

日々継続していただき、運動した日数の合計が多い順に、ニックネームにてランキングします。

**運動した報告を送信できるのは、1日1回のみです。
運動した日は必ず当日中に送信ください。**

運動項目

- 1. 階段昇降 (10分)
- 2. ウォーキング (20分)
- 3. ラジオ体操 (18分)
- 4. なわとび (8分)
- 5. 筋力トレーニング [スクワット、ヒップエクステンション、腕立て伏せ、クランチ (腹筋)] (20分)
- 6. 自転車通勤 (15分)
- 7. ジョギング (10分)

運動実施期間

2012
05/01

06/01

07/01

ゴール
07/31

2012年5月1日～7月31日の3ヵ月間。

ゴール日までの合計日数上位者（頑張った人）には粗品進呈。期間中でも登録可能です。（ただし、5月31日まで）

登録期間

2012年

4月1日～5月31日

（5月1日～7月31日は運動期間中）

参加条件

- 会員事業所に勤務する被保険者およびその家族。
- パソコンまたは携帯電話をお持ちの方。
- 参加費は無料。
- イベントエントリーしていただきます。

運動参加の流れ

1 パソコンまたは携帯電話より
入力フォームにて参加登録。

2 協会より登録された方に
エントリーパスワードを発行します。

3 日々運動をされたら、運動項目
から1つ以上選択、エントリーパスワードを入力し、送信します。

パソコンでアクセスされる方は <http://www.syahokyo-saga.or.jp/> にアクセスして頂き、該当のバナーをクリックしてください。

携帯でアクセスされる方は右に表示された QR コードを読み取ってアクセスしてください。
直接入力フォームにアクセスできます。



運動項目による 消費カロリーについて

階段昇降 (10分)

体重	消費カロリー
50kg	315kcal
65kg	410kcal

- ケーキパン 1 個100gで 約305kcal
- あんパン 1 個140gで 約392kcal

ウォーキング (20分)

体重	消費カロリー
50kg	158kcal
65kg	205kcal

- 肉まん 1 個60gで 約151kcal
- ごまん 茶碗1.2 杯分で 約191kcal

ラジオ体操 (18分)

体重	消費カロリー
50kg	184kcal
65kg	239kcal

- ケーキパウチ 1 個50gで 約188kcal
- 太富餅 1 個100gで 約235kcal

なわとび (8分)

体重	消費カロリー
50kg	420kcal
65kg	546kcal

- プライドボート 22.0gで 約420kcal
- ポテトチップス 1 個100gで 約555kcal

筋力トレーニング (20分)

体重	消費カロリー
50kg	158kcal
65kg	205kcal

- ビスケット 5 枚35gで 約160kcal
- サブレ 2 枚40gで 約186kcal

自転車通勤 (15分)

体重	消費カロリー
50kg	210kcal
65kg	273kcal

- ビスケット 5 枚35gで 約160kcal
- サブレ 2 枚40gで 約186kcal

ジョギング (10分)

体重	消費カロリー
50kg	315kcal
65kg	410kcal

- アイスクリーム 1 個150gで 約315kcal
- ピザトースト 1 個9.1gで 約386kcal

皆様の職場へ 講師を派遣いたします！



佐賀県社会保険協会では、職場で働く皆さまの健康管理と健康保持・増進のために「職場の健康づくり」をお手伝いします。また、退職前の方を対象に年金制度を中心とした社会保険全般の知識、退職後の生きがい、家庭経済に必要な知識を提供し、充実したシニアライフを過ごしていただくためのセミナーを開催いたします。日時などは自由に設定できますので、皆様のスケジュールに合わせてご利用ください。

事業所内出張年金相談

社会保険労務士などが皆さまの職場に出向いて、年金を中心とした社会保険制度の周知や退職後のライフプラン等についての講義及びちょっとした相談などにも応じます。

保健師による健康相談

保健師が直接、皆さまの職場までお伺いし、従業員の方々に健康相談を行います。生活習慣病の予防や個々人の健康について個別相談に応じます。
日頃のちょっと気になることなどお気軽にご相談ください。

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL 0952-26-3171 FAX 0952-26-3377

講師派遣申込書

平成 年 月 日

一般財団法人 佐賀県社会保険協会 御中

会員番号

◀おわかりになる範囲で結構です。

事業所〒

所在地

事業所名

電話番号

担当者名

実施希望日時	平成	年	月	日()	時	分	～	時	分
参加人数	男子	名	女子	名	合計	名	平均年齢	歳	
実施場所									
希望講義 (どちらか選択)	1. 事業所内出張年金相談 2. 保健師による健康相談								
希望テーマ・内容									

※申込書にご記入いただきました情報は、この事業以外の目的には使用いたしません。

※実施場所につきましては、詳しい地図などございましたら申込書に添付してください。

平成24年5月 相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
		1 鹿島市民会館 (予約) 年金事務所 延長相談	2 多久市役所 (予約)	3	4	5
6	7 延長相談 19時まで	8 基山町役場 (予約)	9 有田町役場 東庁舎 (予約)	10 鳥栖市役所 (予約)	11 伊万里市役所 (予約)	12 年金事務所 休日相談日
13	14 延長相談 19時まで	15 鹿島市民会館 (予約)	16 多久市役所 (予約)	17 鳥栖市役所 (予約)	18 伊万里市役所 (予約)	19
20	21 延長相談 19時まで	22 基山町役場 (予約)	23 有田町役場 本庁舎 (予約)	24 鳥栖市役所 (予約)	25 伊万里市役所 (予約)	26
27	28 延長相談 19時まで	29	30	31		

年金相談の
時間延長

週初めの開所日
17:15~19:00

年金事務所
休日相談日

県内年金事務所の休日相談日
受付時間 9:30~16:00

出張相談 予 約 制 相談時間 10:00▶15:00

出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

※年金事務所での予約による年金相談も受け付けております。
※希望される日の前日までにお申し込みください。

- 佐賀年金事務所………☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所………☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所………☎0954-23-0121

※唐津・武雄年金事務所は、
第2土曜日の休日相談については完全予約制です。

児童手当拠出金率が改定されます

平成24年4月分(平成24年5月31日納期限)から、児童手当拠出金率が改定されます。

1,000分の1.3 → 1,000分の1.5
(0.13%) (0.15%)

変更後の児童手当拠出金率を記載した保険料額表を、日本年金機構ホームページに掲載しますので、ご覧ください。
※児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当等の支給に要する費用の一部として児童手当拠出金を全額負担していただいております。この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、児童手当拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

年金受給者の方が住所や年金の受取先金融機関を変えるときの届出

年金を受けている方が、引越しなどで住所や年金の受取先金融機関を変更するときは、年金事務所へ「年金受給権者住所・支払機関変更届」の届出が必要です。

ただし、住所変更の届出は、日本年金機構に住民票コードが収録されている方につきましては原則不要です。

なお、日本年金機構に住民票コードが収録されている方でも住民票の住所と違う住所にお住まいの方(アパート等にお住まいの方で、住民票に室番号がない等により、住民票上の住所と居所が違っている場合などを含む)等については、届出が必要です。また、海外へ引越しされる方については、国内居住者と手続きが違いますのでご留意ください。

お客様の住民票コード収録状況については、以下のいずれかでご確認いただけます。

①日本年金機構よりお送りしている次の通知書等

- ・「年金額改定通知書」
- ・「年金振込通知書」
- ・「住民票コードに関するお知らせ」

②「ねんきんネット」(※)ログイン後の画面に表示される住民票コードの収録状況

日本年金機構に住民票コードが収録されていない方で、現況届・住所変更届等の提出を不要としたい場合は、
住民票コードがわかる書類をご用意のうえ、お近くの年金事務所お客様相談室にご相談ください。

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成24年4月分保険料の納付期限は平成24年5月31日(木)です。

ご注意
ください

※平成24年4月分の社会保険料計算に係る届書は5月7日(月)までに到着するようお届けください。
その後に到着した場合は平成24年4月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。